

平成30年2月22日（木）
津島市市民生活部人権推進課（早川、古田）
電話番号 0567-55-9364

＜議案名＞議案12号 津島市人権が尊重されるまちづくり条例の制定について

1 制定内容

- (1) 市等の責務並びに市民及び事業者の役割や、人権施策に関する基本計画について定めるものです。
- (2) 人権施策に関する事項その他必要な事項について審議するため、津島市人権施策推進審議会の設置について定めるものです。

2 制定理由

この条例は、市等の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権が尊重されるまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、あらゆる偏見や差別を解消し、全ての人の人権が尊重されるまちの実現に寄与すること目的とし、制定するものです。

意識調査等の実施、基本計画の策定、見直し、公表等を条例に明記しており、市民の意識を的確に把握し、状況に応じた取り組みを進めます。

3 参考事項

施行期日 平成30年4月1日